

第12回世界精神医学会横浜大会

精従懇特別フォーラム「精神保健福祉の変革」

シンポジウム I (世界を覆うメンタルヘルスの危機)

2. 今、我が国の司法が精神障害者の視点から問われていること
——司法と精神医療，訴訟能力を中心に——

副島 洋明 (弁護士)

1. 我が国の犯罪統計を読む

(1) 精神障害者の犯罪容疑者としての検挙人員
政府（法務省）の2001年（平成13年）版犯罪白書によれば、警察庁の統計によるとして、「2000年（平成12年）の交通関係を除く刑法犯の検挙人員は、30万9,649名、そのうち、精神障害者は711名、精神障害の疑いのある者は1,361名（両者あわせて「精神障害者等」という）、計2,072名、交通関係業務上過失犯を除く刑法犯検挙人員に占める精神障害者等の比率は、0.67%」、「この10年間の交通関係を除く刑法犯検挙人員中、精神障害者等の占める比率は、ほぼ0.6%で推移している。」としています。

警察庁の統計には、知的障害・発達障害という障害分類はありません。一応、精神保健福祉法第5条（定義）から、知的障害者はこの精神障害（広義）に含まれていますが、はたしてどれぐらいの人数（割合）かは不明です。

(2) 検察庁及び裁判所の精神障害者に対する処理状況

同じく2001年犯罪白書の〈精神障害者等の犯罪に対する検察庁及び裁判所の処理状況〉によれば、検察庁で心神喪失を理由として不起訴となった者は445名、心神耗弱（起訴猶予）となった者は206名で、計651名となり、また裁判所において心神喪失（無罪）となった者はゼロ（2000年もゼロ）、心神耗弱として刑の減軽理由となった者は84名、そして「平成12年（2000年）にお

いて心神喪失者・心神耗弱者の計735名のうち、436名が措置入院、64名が実刑・身柄拘束となっている」と報告されています。

その心神喪失者・心神耗弱者の735名のうち、知的障害者の占める人数は検察庁及び裁判所で計35名です。内訳として検察庁で不起訴となった者は20名（心神喪失7名、心神耗弱13名）、裁判所の判決で心神喪失（無罪）となった者はゼロ、心神耗弱を理由に刑の減軽とされた者は15名となっています。

(3) 刑務所等矯正施設に占める精神障害者及び知的障害者の人員

2001年版矯正統計年報によれば、2001年（平成13年）に裁判で実刑判決を受け、新受刑者となった者は総数28,469名、そのうち広義の精神障害者が1200名、その内訳をみると、知的障害者が239名（0.84%）、精神病質が116名（0.40%）、神経症が136名（0.48%）、その他の精神障害（統合失調症等）が816名（2.9%）となっています。

この統計は、2001年（平成13年）度に裁判所で有罪実刑の判決を受けた“新受刑者”について調査したもので、司法統計といっても、警察・検察・裁判所そして弁護士が関与する刑事裁判の段階はすみ、刑の執行の段階での「犯罪者」の調査報告書です。有罪実刑が確定すれば、新受刑者は刑務所で10日ほどをかけて入所時調査がなされ、その調査項目は、受刑者の身上関係・職業歴・前

表1 新受刑者の精神診断及び入所度数

調査区分		総数	知的障害	精神病質	神経症	その他の精神障害	不詳	精神障害なし
1997年	総数	22,667	206	125	55	621	18	(略)
	男	21,517	195	106	42	585	18	
	女	1,150	11	19	13	36	—	
1998年	総数	23,101	187	110	95	448	178	(略)
	男	21,902	171	101	74	420	168	
	女	1,199	16	9	21	28	10	
1999年	総数	24,496	203	124	129	544	134	(略)
	男	23,289	192	117	118	497	124	
	女	1,207	11	7	11	47	10	
2000年	総数	27,498	226	170	152	652	225	(略)
	男	26,030	222	154	126	574	219	
	女	1,468	4	16	26	78	6	
2001年	総数	28,469	239	116	136	816	236	(略)
	男	26,907	224	102	107	699	208	
	女	1,562	15	14	29	117	28	

入所度数(2001年度)(注)1度とは初回の入所,10度とは10回の入所をいう。

調査区分	総数	知的障害	精神病質	神経症	その他の精神障害	不詳	精神障害なし
1度	14,294	73	48	63	345	204	(略)
2度	4,297	40	19	19	140	10	
3度	2,685	21	10	20	87	4	
4度	1,705	14	6	6	61	5	
5度	1,310	10	4	5	49	1	
6~9度	2,892	41	17	18	95	8	
10度以上	1,286	40	12	5	39	4	

(知的障害者) (1)3度以上が計126名,全体(239名)の53%

(2)5度以上が計91名,全体の38%

(精神障害者—統合失調症—) (1)3度以上が計331名,全体(816名)の約40%

(2)5度以上が計183名,全体の22%

(法務省・2001年矯正統計年報から)

科前歴・教育程度・精神状況(精神障害診断),そして知能指数など多種にわたっています。精神科医や心理士等の専門家もその判定に関与しています。

(4) 新受刑者の知能指数

矯正統計年報によれば,2001年(平成13年)の新受刑者(総数28,469名)の知能指数は,IQ49以下が1,158名,IQ60~69が3,592名,IQ70~79が6,195名,テスト不能者が1,830名,このテスト不能には「検査未了の者及び知能が低く検査不能の者を含む」とされています。IQ69

以下の総数は計 6,596 名、それにテスト不能の半数 (915 名) を加えると計 7,511 名となり、新受刑者総数の 25% を超える人数となります。一般には「知能」が大変低いとされる IQ 49 以下とテスト不能の半数の“人数”だけでも 2,000 名を超えています。

そうすると、刑務所での精神診断 (障害判定) による知的障害者 239 名と、この言語的知能の大変に低い人たち (6~7,000 名か少なくとも 2,000 名) の“存在”をどう理解すべきでしょうか。この人たちは、はたして本人の能力にあった適正な裁判を受けているのでしょうか。

2. 我が国の精神障害者に対する司法の現状

(1) 犯罪統計の数字の分析

2001 年の犯罪統計によれば、警察の犯罪容疑者の検挙人数で 2,072 名の「精神障害者等」の人たちのうち、検察庁及び裁判所の刑事司法手続における処理状況の中で 735 名が「心神喪失・心神耗弱者」となり、そして裁判所で心神耗弱と認定され実刑となった者が 64 名であるのに、刑務所に入った新受刑者のうち、広義の精神障害者が 1,200 名、そのうち知的障害者は 239 名という結果となっています。そのうえ、新受刑者のうち IQ 69 以下が 6,596 名 (IQ 49 以下でも 1,158 名)、そしてテスト不能 (1,830 名) の半数を加えれば 7,500 名 (25%) という数字となります。その人たちは、言語的知能 (コミュニケーション能力) にハンディをもっているといえます。その〈言語的知能の低い人たち〉の中に知的障害者はもちろん、多くの精神障害者等も含まれてくるのではないのでしょうか。

(2) 犯罪統計と我が国の精神障害者に対する刑事司法

①多くの「知能」の低い人たちが、我が国の刑事司法では精神障害 (知的障害・発達障害を含む) に伴うコミュニケーション障害や認知障害について全く無視され、法的にその障害 (ハンディ) が理解され配慮・サポートされ

べきものとは考えられてもいません。その人たちは、そのような司法 (体制) の中でどのような人間として裁かれるのでしょうか。私にはまさに無力化された姿に映ります。

②私自身の弁護経験から、我が国の刑事裁判では中度の知的障害者 (IQ 35~50) であっても、その障害の事実は弁護人にも情報開示されず、裁判では全く被告人の訴訟能力が検討されずに、当然にあるものと仮構 (フィクションナライズ) されて裁かれています。起訴される精神障害者の訴訟能力 (言語を通してのコミュニケーション能力) が法的に配慮・検討もされず、起訴され、裁判が進行し (異議を申し立てても却下され)、そして有罪という判決となっていきます。これが我が国の刑事司法です。

③我が国の司法及び司法精神医学では、被疑者 (被告人) の訴訟能力はいまだ真剣に実務的な「テーマ」ともなっていません。当然にその前提たるコミュニケーション能力 (認知・理解・供述等の能力等) も、司法精神医学としてまともな研究・論議にもなっていないのではないのでしょうか。さらに最近では、精神鑑定の中でその有罪化のための道具概念のようにになっている〈人格障害〉の問題もあります。〈医療に替えて刑罰を〉という流れに加担してはいないのでしょうか。

④裁判所は最近、訴訟能力について、「被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防禦をすることのできる能力」(最高裁・1995年2.28・判決—重い聴覚障害をもちながら手話など第三者とコミュニケーションできる言語を全く身につけておらず、裁判の意味を伝えられない、まさに最重度のコミュニケーション障害者といえる被告人) としましたが、しかしこの判断は例外というべき扱いで、精神障害等によるコミュニケーション障害者には全く適用されていないのが現状です。今、我が国の〈精神障害者と犯罪 (司法)〉において問われるべきことは、精神障

害者の権利主体（人間としての当事者性）にかかわるこの訴訟能力だといえるでしょう。

(3) 言語的知能（コミュニケーション能力）の低い人たちの「犯罪者化」

- ①「知能」が低いということが、その犯罪の捜査と裁判において精神障害者にどのような問題としてあらわれてくるかということです。精神障害をもつ容疑者が、警察や検事の取調べにおいてその誘導や暗示に影響されて、「やっていないのに、やった」とか「わからないのに、わかっていた」などと供述することがあります。我が国の取調べは、密室の中で強い精神的な圧力をもって〈自白をとる〉ことを今でも捜査の中心にしています。さらに裁判所でも、自白は「証拠の王」の扱いです。はたして、精神障害者の中でどれほどの人が、犯罪容疑者としての「リスク」と「意味」をわかっていて、自分を守れるでしょうか。
- ②私が弁護している静岡金谷町事件という中度の知的障害者の放火事件があります。その事件は、捜査官が被疑者のことを、中学の障害者学級を卒業しIQが40前後の中度の知的障害と重度の精神症状をもつ人であることをわかっていながら、その障害等の事実を弁護人に隠して、〈責任能力あり〉として起訴したものです。被告人は私たち弁護人とほとんどコミュニケーションがとれないにもかかわらず、取調官には〈放火殺人の自白〉がとられています。まさに〈虚偽自白〉というべき供述調書ですが、しかし、我が国の裁判で自白の証拠能力を崩すことが容易ではなく、そのような虚偽自白というべき調書が残念ながらまかり通っています。これが我が国の冤罪の基本構造です。
- ③精神障害者の裁判にかかわる司法関係者は、言語的知能やコミュニケーション能力の低い人たちの「自分を守る力（訴訟能力）」を無視するやり方に、少なからず良心の呵責とお

かしさを覚えているはずですが、精神医療関係者に、そのような司法（裁判）に裁かれる人たちの立場からチェックする役割を強く期待しています。

3. 最後に（自己紹介）

私は、精神障害者の中でも知的障害（発達障害を含む）をもつ人たちの権利擁護活動を専門としている弁護士です。知的障害者の中でもとりわけ自閉症障害をもつ人たちに不思議な縁があって、この人たちの権利擁護にかかわることが多いといえます。10年程前より知的障害者虐待事件を中心にその権利擁護と社会的告発に取り組んできました。知的障害者の虐待被害事件を通して、次第にそれと裏表の関係にある知的障害者の犯罪弁護事件に、「犯罪や事件等、警察沙汰をおこした〈悪い障害者とされる〉人たちをいかに守るか」という弁護の姿勢で取り組むようになってきました。虐待と犯罪とが表裏の関係にあるというのは、この社会では精神障害者が差別と抑圧から「弱者化」させられ、いったん社会的弱者となるとさらなる差別が加えられて〈社会的な暴力〉が殺到してくるという構造から、精神障害者（知的障害者を含む）の虐待被害と犯罪事件は生みだされてくるととらえています。

私はそのような認識から「悪いとされる知的障害者の権利を擁護しよう」と昨年5月、私の友人の弁護士らと一緒に、知的障害者刑事弁護センター（NPO）という小さい拠点を立ち上げ、我が国の精神障害者への司法のあり方の“変革”に挑んでいます。小さい取り組みでも大きなインパクトをもちえる弁護活動を目指しています。

そして我が国では今、精神障害者に対して「心神喪失者医療観察法案」というさらなる社会的弱者化へ追い込んでいく攻撃が加えられています。精神医療の場を刑務所化（隔離と抑圧の固定化）するものに他ならないといえます。いうならば、この法案によって精神障害者の「無力化」はより深まるものといえます。廃案にしなければなりません。

私の報告はこれで終わります。ありがとうございました。

文 献

1) 2001年(平成13年)度「新受刑者の知能指数(1995年から2001年まで)」の統計—2001年版・法務省・

矯正統計年報から

2) 2001年度「休養患者(刑務所での病気治療対象者)の主要病名(精神疾患を中心)とその転帰事由」の統計—同上

3) 2001年度「新受刑者の精神診断と入所度(入所歴回数)」の統計—同上
